

令和5年12月8日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総 務 局

目 次

	ページ
1 元相模原総合高等学校の処分方針について……………	1
2 本庁庁舎のセキュリティ対策について……………	3

1 元相模原総合高等学校の処分方針について

令和5年4月に完校となった元相模原総合高校について、処分方針を報告する。

(1) 元相模原総合高校の概要

ア 諸元

所在地 相模原市緑区大島 1226
敷地面積 45,462.98 m²
区域区分 市街化調整区域

イ 沿革・経緯

昭和55年1月 神奈川県立大沢高等学校として設立
平成15年6月 神奈川県立相模原総合高等学校として開校
平成30年10月 再編・統合計画発表
令和4年12月 市が取得要望書を提出
令和5年4月 再編・統合により完校

(2) 処分方針

相模原市の学校給食センター用地等として市に有償譲渡する。

ア 譲渡価格の考え方

県が実施する不動産鑑定の評価額の75%（25%減額）の額から、市が取得後除却する外周フェンス等の工作物の除却費相当額を控除する。

イ 譲渡価格 648,467,922円

ウ 譲渡方法

学校給食センター用地部分を先行して譲渡し、学校給食センター用地以外の部分については、県が校舎等の建物を除却し更地にしたうえで譲渡する。

(3) 今後の予定

令和6年1月 売買仮契約締結
2月 処分議案及び補正予算議案提出
3月 採決
4～5月 学校給食センター用地部分について代金支払い及び所有権移転
令和7年度以降 残地の建物を除却後、残地について代金支払い及び所有権移転

位置図・平面図



2 本庁庁舎のセキュリティ対策について

(1) 趣旨

現在、本庁庁舎（本庁舎、新庁舎、西庁舎、東庁舎）は、何らの手続を要さず出入りが可能である。

しかし、様々な形で事件が頻発している昨今の社会情勢の中、庁舎のセキュリティ確保の重要性が高まっている。

そこで、本庁庁舎の出入口へのセキュリティゲートの設置などの対策を講じることにより、目的不明者や不審者を入庁させないセキュリティ対策を実施する。

(2) 対策の考え方

ア 各庁舎にセキュリティゲートと受付を設置し、物理的規制により目的不明者や不審者の不要入庁を抑止する。

イ 来庁者は入庁時に氏名・電話番号・訪問先を入力することとし、心理的規制により目的不明者や不審者の不要入庁を抑止する。

(3) 内容

ア セキュリティゲートの設置

- ・ 各庁舎にセキュリティゲートを設置する。

イ 受付の設置

- ・ 各庁舎に受付を設置し、受付には案内員（2名）を配置する。

ウ QR発券機の設置

- ・ 各庁舎にQR通行証（来庁者が使用）を発行するQR発券機を設置する。

エ ICカードの配付

- ・ 職員（臨時的任用職員、会計年度任用職員を含む）、県議会議員、銀行職員等には、ICカードを配付する。
- ・ 常勤職員用ICカードは、身分証明書を兼ねる。

オ その他

- ・ セキュリティゲートを設置しない出入口には、カードリーダー等を設置する。

【セキュリティゲート等の設置箇所】

区分	セキュリティゲート・ 受付・QR発券機 のある出入口	セキュリティゲート のみの出入口
本庁舎	1階正面玄関	1階西玄関 1階南玄関
新庁舎	1階東側ロビー	地下駐車場 1階西側ロビー 2階西側入口
西庁舎	1階玄関	—
東庁舎	1階玄関	—
入退場 方法	ICカード 又は QR通行証	ICカード

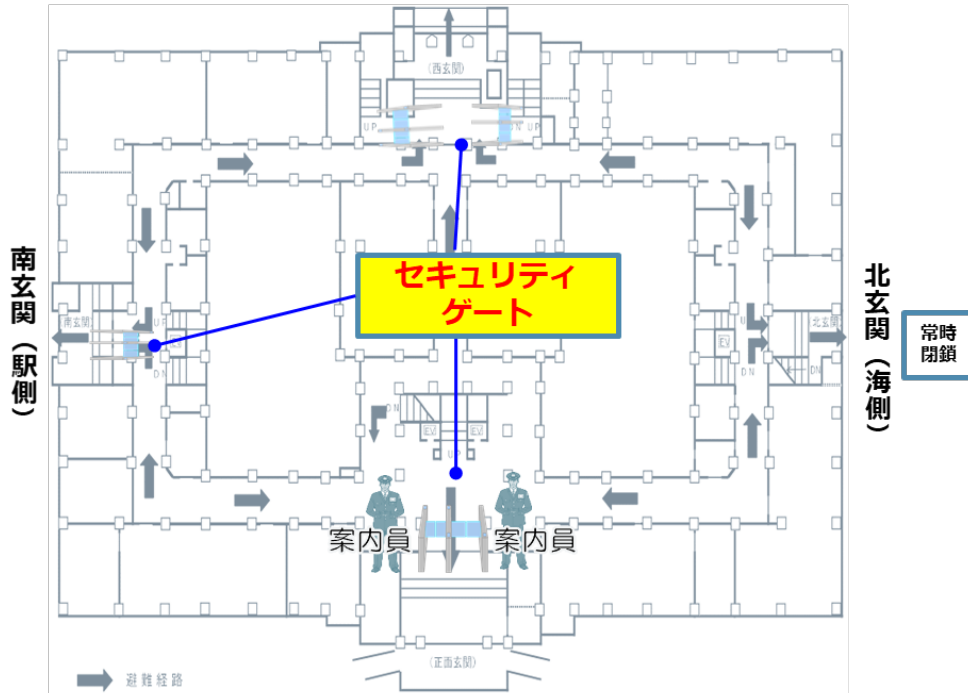
(4) 今後の予定

令和6年2月	予算案提案
3月	予算案採決、入札
4月～	ゲート製作
7月～	ゲート設置
10月	運用開始

セキュリティゲート等設置箇所

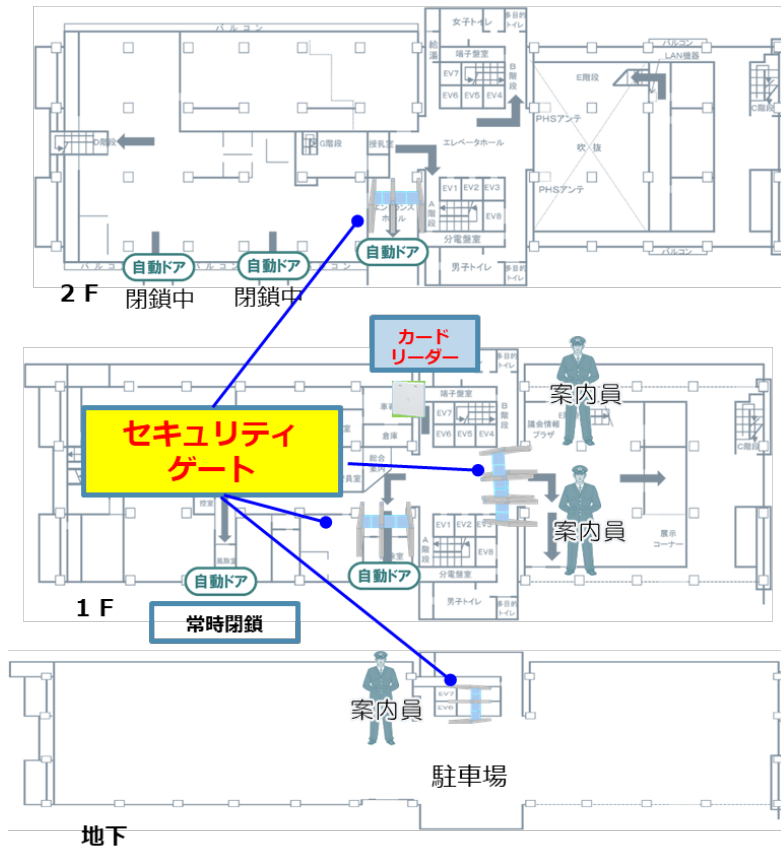
本庁舎

西玄関（新庁舎側）

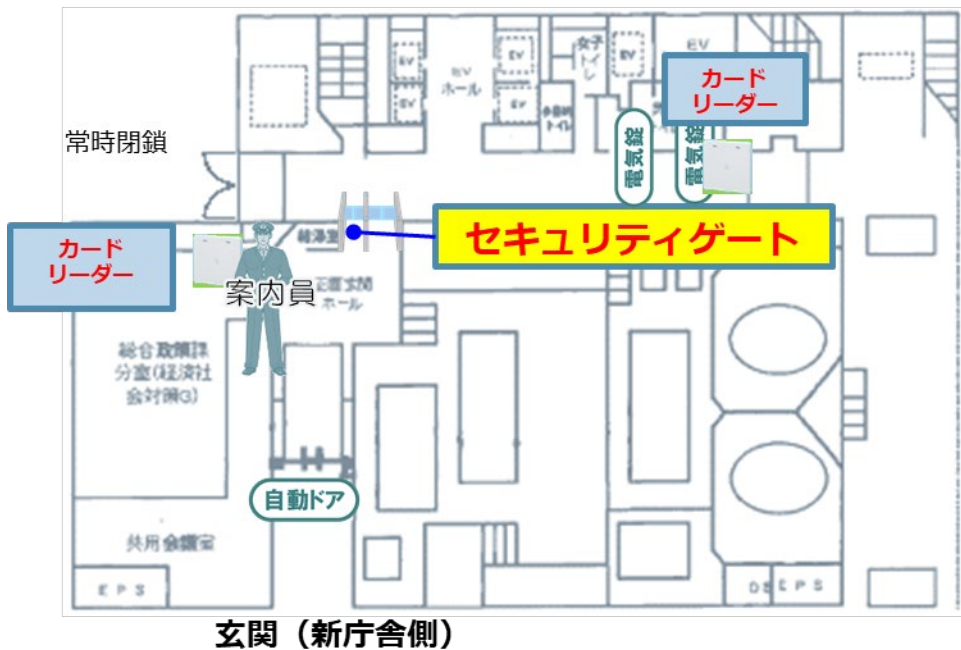


正面玄関（東庁舎側）

新庁舎



西庁舎



東庁舎

